

令和8年度第4回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日 令和8年7月10日（金）

招 集 場 所 米子市役所401

開 会 午後1時30分

出席農業委員 1番 赤尾昇委員 2番 足立康雄委員 3番 泉新一委員 4番 岩佐清志委員 5番 木下壽美子委員
6番 木村静子委員 7番 公本英夫委員 8番 小西淳一委員 9番 角力委員 10番 関本五郎委員
11番 高橋敦美委員 12番 宅野真二委員 13番 竹中誠一委員 14番 田子博康委員 15番 中本公平委員
16番 能登路幸輝委員 17番 船越真委員 18番 安井貴之委員 19番 米澤美憲委員

欠席農業委員 0人

出席推進委員 廣東宣明委員 福田忠雄委員 奥田慎也委員 佐々木知俊委員 大田正夫委員 大縄敬次委員 大塚清徳委員
福長正樹委員 高尾和広委員 中西文子委員 松本裕三委員 本池実委員 大家保委員 尾坂宣雄委員 福島公明委員
橋本慎一委員 田中英省委員 高濱健委員

事 務 局 古橋事務局長 福田担当事務局長補佐 妹尾係長 道下係長 渡邊主任

傍 聴 人 無し

日 程 1 会長あいさつ

2 議事録署名委員の指名

3 議事

（1）農地法各条申請審議等

ア 第1号 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について

イ 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について

ウ 第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）に基づく農用地利用集積等促進
計画に係る意見照会に対する回答について

4 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地転用現況確認書の交付について
- (6) 相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行っている旨の証明について
- (7) 公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (8) 所有者等を確知することができない農地の公示について
- (9) その他

議事開始 午後1時30分

議長（角会長）

それでは、第4回農業委員会総会を開きます。議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

それでは、議席番号3の泉農業委員と番号8の小西農業委員にお願いしたいと思います。

審議に入ります。3ページ、議案第1号をお願いします。農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。

それでは、4ページ、番号15の東福原4丁目から番号17の上福原について審議します。事務局から説明してください。

道下係長（事務局）

3条許可案件について説明いたします。

番号15の東福原4丁目の議案について説明いたします。東福原4丁目の申請地は新開川の近くにある田1筆の18平方メートルの農地を売買されるものです。

番号16の淀江町高井谷の議案について説明いたします。淀江町高井谷の申請地は畑1筆の413平方メートルの農地を売買されるものです。

番号17の上福原の議案について説明いたします。上福原の申請地は田1筆の257平方メートルの農地を売買されるものです。

詳細は議案および3条別紙のとおりです。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします

議長（角会長）

番号15の東福原4丁目について、担当委員さんから補足があればお願いします。

大田推進委員

現地確認は6月17日に小西農業委員と2人で行いました。境界としての畔等なく、譲受人でもある隣接耕作者が水田として一帯耕作しているのが現状です。許可については問題ないと思いますのでよろしくお願いいたします。

議長（角会長）

番号16の淀江町高井谷について、担当委員さんから補足があればお願いします。

田中推進委員

現地確認は6月29日に中本農業委員と2人で行いました。現状は、既に譲受人が夏野菜を耕作されており、譲渡人が高齢ということもあり、この度売買をすることになりました。許可については問題ないと思いますのでよろしくお願いいたします。

議長（角会長）

番号17の上福原について、担当委員さんから補足があればお願いします。

廣東推進委員

現地確認は6月23日に影嶋推進委員と2人で行いました。現状は、既に譲受人が水田として利用しており、適切に管理されていました。許可については問題ないと思いますのでよろしくお願いいたします。

議長（角会長）

そうしますと、番号15の東福原4丁目と、番号16の淀江町高井谷について一括して採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、異議なしと認め、適当である旨回答します。

続いて、番号17の上福原について採決したいと思います。これについては、関係者の舩越農業委員は、議事に参与できません。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、異議なしと認め、適当である旨回答します。

続きまして、5ページ、議案第2号をお願いします。農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第5条第3項において準用する、第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

それでは、6 ページ、番号 20 の八幡について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

赤尾農業委員

20 番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅を計画したものです。6 月 29 日に住田推進委員と事務局と 3 人で現地確認を行いました。被害防除計画ですが、最高 40 センチメートルの盛土造成を行います。流出防止措置として土羽打ちを行います。雨水の排水について、溜桝後既設の道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、農業集落排水へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者同意、実行組合同意、西部土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、概ね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第 1 種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号 21 の青木について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

大塚推進委委員

21 番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、農家住宅を計画したものです。7 月 2 日に田子農業委員と現地確認を行いました。被害防除計画ですが、造成はせず、現状のまま利用し既存の擁壁を利用します。雨水の排水について、溜桝後隣接地にある母屋の雨水用排水管に接続し既設の道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の

排水について、公共下水道へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者同意、実行組合同意、会見地区土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号22の日原について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

岩佐農業委員

22番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、資材置場兼駐車場を計画したものです。5月26日に福長推進委員と事務局と3人で現地確認を行いました。害防除計画ですが、最高70センチメートルの盛土造成を行います。隣接地が盛土後も申請地より高くなるため土砂の流出はありません。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の排水について、汚水の発生はありません。実行組合同意、四ヶ村堰土地改良区の意見書を確認しております。隣接耕作地は有りません。農地区分は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で500メートル以内に2以上の教育施設、公共施設等がある農地で、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、7ページ、番号23の夜見町について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

竹中農業委員

23番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅を計画したものです。7月4日に矢倉推進委員と現地確認を行いました。被害防除計画ですが、最高30センチメートルの盛土造成を行います。擁壁については既設の擁壁を利用いたします。雨水の排水について、溜樹後既設の道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、合併浄化槽後既設の道路側溝へ流す計画で問題ありません。実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。隣接耕作地はありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号24の大崎について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

松本推進委員

24番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、太陽光発電

施設を計画したものです。6月26日に角農業委員と事務局の3人で現地確認を行いました。被害防除計画ですが、造成はせず、現状のまま利用し、高さ1.5メートルのフェンスを設置します。雨水の排水について、自然流下で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、8ページ、番号25と番号26の彦名町について一括して審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

高尾推進委員

25番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、太陽光発電施設を計画したものです。6月23日に公本農業委員と現地確認を行いました。被害防除計画ですが、造成はせず、現状のまま利用し、高さ1.4メートルのフェンスを設置します。雨水の排水について、自然流下で問題ありません。汚水の発生はありません。一部隣接耕作者の同意がありませんが、責任を持って対応する旨確認しております。実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。

26番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、太陽光発電施設を計画したものです。6月23日に公本農業委員と現地確認を行いました。被害防除計画ですが、造成はせず、現状のまま利用し、高さ1.3メートルのフェンスを設置します。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。一部隣接耕作者の同意がありませんが責任を持って対応する旨確認しております。実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分

は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第２種農地に該当します。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと番号２５と番号２６の彦名町について一括して採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、９ページ、番号２７の彦名町について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

公本農業委員

２７番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅を計画したものです。６月２３日に高尾推進委員と現地確認を行いました。被害防除計画ですが、造成はせず、現状のまま利用します。擁壁については既設の擁壁を利用いたします。雨水の排水について、雨水浸透枳へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、公共下水道へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第２種農地に該当します。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと番号２７の彦名町について採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号２８の淀江町佐陀について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

木下農業委員

28番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、共同住宅敷地を計画したものです。6月30日に高濱推進委員と事務局の3人で現地確認を行いました。造成計画について、最高16センチメートルの盛土造成を行います。擁壁については、コンクリートブロックを2段設置いたします。雨水の排水について、溜桝後既設道路側溝の計画で問題ありません。汚水の排水について、公共下水道へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者、実行組合、自治会の同意を確認しております。土地改良区の該当はありません。農地区分は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で500メートル以内に2つ以上の教育施設、公共施設等がある農地で第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号29の石州府について審議いたします。

担当委員さんから説明をお願いします。

高橋推進委員

29番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、資材置場を計画したものです。7月7日に現地確認を行いました。造成計画について、最高300センチメートルの盛土造成、最高250センチメートル切土造成を行います。その他、緩衝地を設置します。雨水の排水について、新設排水路、沈砂池を経由し農業排水路へ流す計画で問題ありません。汚水の発生はありません。自治会の同意を確認しております。実行組合、土地改良区の該当はありません。隣接耕作者の同意

はいただいておりますが、説明の書面は提出されております。農地区分は、小集団の生産力の低い農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長（角会長）

この案件は7月の常設にかけられます。ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、10ページ、番号30と、番号31の東八幡について一括して審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

安井農業委員

30番、31番の議案について続けて説明します。30番の詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、太陽光発電施設を計画したものです。6月30日に現地確認を行いました。造成計画について、現状のまま利用します。擁壁について、高さ1.2メートルのフェンスを設置します。雨水の排水について、地下浸透の計画で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者、実行組合の同意、箕蚊屋土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。

続きまして、同じく東八幡で転用予定の31番の議案について説明します。31番の詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、太陽光発電施設を計画したものです。造成計画について、現状のまま利用します。擁壁について、高さ1.2メートルのフェンスを設置します。雨水の排水について、地下浸透の計画で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者、実行組合の同意、箕蚊屋土地改良区の意見書を確認しております。一部の隣接耕作者の同意はいただいておりますが説明の書面は提出されております。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと番号３０と番号３１の東八幡について一括して採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、１１ページ、議案第３号をお願いします。農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、農用地利用集積等促進計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づき意見を求めます。

それでは、１２ページ、番号７－１から、１６ページ、番号７－１９までを一括審議します。事務局から説明してください。

道下係長（事務局）

議案１１ページ以降農用地利用集積等促進計画各筆明細について説明いたします。１２ページの番号７－４は、新規の方です。それ以外の１２ページの番号７－１から１６ページの番号７－１９は、近隣ほ場の耕作者であるため権利の設定をするものです。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと、まず、１２ページ、番号７－１から、１５ページ、番号７－１７までを一括して採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、異議なしと認め、適当である旨回答します。

続いて、１６ページ、番号７－１８について採決したいと思います。これについては、関係者の泉農業委員は、議事に参与できません。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、異議なしと認め、適当である旨回答します。

続いて、番号7－19について採決したいと思います。これについては、関係者の安井農業委員は、議事に参与できません。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、異議なしと認め、適当である旨回答します。

続いて、19ページ、番号7－1から7－3を審議します。事務局から説明してください。

道下係長（事務局）

続いて議案19ページの売買関係について説明いたします。番号7－1から番号7－3は所有者の希望により農地を買い受けるものです。ご審議よろしく申し上げます。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。

そうしますと、番号7－1から7－3を採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、異議なしと認め、適当である旨回答します。

審議事項は以上です。続いて報告事項に移ります。事務局から報告してください。

福田担当事務局長補佐（事務局）

報告いたします。

22ページの農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、4件を受理しています。

次に、23ページから24ページの農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、5件を受理しています。

次に、25ページから27ページの農地法第18条第6項の規定による合意解約に係る通知書の受理について、6件を受理しています。

次に、28ページから31ページの非農地現況証明について、10件を証明しています。

次に、32ページの農地転用現況確認書の交付について4件を交付しています。

次に、33ページの相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行なっている旨の証明について、1件を回答しています。

次に、34ページの公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について、1件を受付けています。

次に、35ページの所有者等を確認することができない農地の公示について、2件を告示しています。

事務局からの報告については以上です。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

本日、予定していました審議は以上のとおりですが、議題などの追加はありませんか。

ないようですので、事務局から連絡事項をお願いします。

福田担当事務局長補佐（事務局）

（連絡事項）

議長（角会長）

これを持ちまして、第4回農業委員会総会を終了します。

閉 会 午後3時00分